



環境トピックス



問い合わせ先 環境課 ☎40-5559

6月は「環境月間」です

6月5日は環境の日です。これは、1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境基本法」(平成5年)が「環境の日」を定めています。

空き地の雑草管理でお困りではありませんか？

高齢でなかなか草刈りがままならない、面積が大きくて手が回らないといった空き地の雑草の除去でお困りではありませんか。これからの季節は放っておくと、どんどん雑草が伸びてしまい、虫が発生したり、隣接する方々に迷惑をかけるかも知れません。空き地の適正な管理は所有者の責任です。



下野市では、所有者に代わり空き地の除草作業を実施しています

- ◆委託料金 年額84円/1㎡(平成22年度)
※例300㎡の場合、年額25,200円となります。
注意：年度途中の申し込み、解約も同額になります。
- ◆管理内容 年4回の雑草の刈払い
注意：刈り取った草の回収は行いません。希望する場合は個別に業者に依頼してください。
- ◆管理期間 5月1日から11月30日まで
ただし、刈り取りは雑草の繁茂する期間に行います。
- ◆受託条件
 - ①下野市の行政区域内であること
 - ②建物や工作物がなく、果樹、植木等の樹木が植えられていない更地であること
 - ③傾斜地や湿地等、通常の管理が困難でない土地であること
 - ④笹竹等の繁茂による荒廃がなく、昨年まで適正な管理が行われていた土地であること
- ◆委託方法 環境課に申請書を提出し、委託料を前払いして下さい。

問い合わせ先 環境課 ☎40-5559

ごみが引火!?混ぜるとキケンです

近年ごみ収集車の火災と中央清掃センターでの異物搬入事故が多発しています。大きな災害になる恐れがあり、作業員や住民の方の人命にかかわることもあります。施設が運転不能になると市民生活に重大な支障の恐れがあるため、もう一度、ごみの分別の再確認をお願いします。

- (原因)・スプレー缶や、ガスボンベの中に残っている可燃性ガスが引火
・ガスライターの未燃ガスが引火
・可燃物と不燃物の混入

等が考えられますので、可燃性容器は分別を徹底し、必ず使い切り、穴を開けてから出すようにしてください。また、乾電池が発火の原因になる場合がありますので、電化製品やおもちゃ等の乾電池は抜き取って出すようお願いいたします。また、プロパンガス容器等は絶対混入させないようお願いいたします。

